

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条に基づく認定に係る技術的審査  
(性能向上計画認定)

□提出書類（非住宅用）

以下の書類を正副 2 部、ファイリング（A3 又は A4）の上、ご提出ください。審査が終了した後、適合証と併せて副本を依頼者に返却します。所管行政庁の認定申請にあたっては、さらに副本のコピーが必要となりますので、事前に副本を 2 部ご提出いただいても構いません。

<建築物の構造等に関する図書>

No.	図書の種類	明示すべき事項等
1	技術的審査依頼書	様式あり
2	設計内容説明書	様式あり
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
4	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置
5	仕様書	部材の種別及び寸法 エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
6	各階平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井高さ 壁の種類及び位置 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能向上設備の位置
7	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部の寸法及び算式
8	用途別床面積表	用途別の床面積
9	二面以上の立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能向上設備の位置
10	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造、各階の天井高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造

11	各部詳細図	縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種類及び寸法
12	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算をする場合における当該計算の内容
13	認定申請書	第一面から第四面
14	その他	評価に必要な図書として要求するもの

＜建築物のエネルギー消費性能に関する図書＞

No.	図書の種類	明示すべき事項等
1	機器表	空気調和設備 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
2		空気調和設備以外の機械換気設備 給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
3		照明設備 照明設備の種別、仕様及び数
4		給湯設備 給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に使用するための設備の種別、仕様及び数
5		空気調和設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
6	仕様書	昇降機 昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
7	系統図	空気調和設備 空気調和設備の位置及び連結先
8		空気調和設備以外の機械換気設備 空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
9		給湯設備 給湯設備の位置及び連結先
10		空気調和設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備 空気調和設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先

11	各階平面図	空気調和設備	縮尺 空気調和設備の有効範囲 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
12		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺 熱源機、排気機その他これらに類する設備の位置
13		照明設備	縮尺 照明設備の位置
14		給湯設備	縮尺 給湯設備の位置 配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置
15		昇降機	縮尺 位置
16		空気調和設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	縮尺 位置
17	制御図	空調設備	空気調和設備の制御方法
18		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
19		照明器具	照明器具の制御方法
20		給湯設備	給湯設備の制御方法
21		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の制御方法

明示する内容については、該当する図書以外に記載しても構いません。その場合、該当する図書に必要な情報が他の図書により確認できる場合、当該図書を省略して構いません。